

2014年12月25日

大阪市長
橋下 徹 様

大阪市人権施策推進審議会
憎悪表現（ヘイトスピーチ）に対する大阪市として取るべき方策検討部会
会長・部会長 川崎 裕子 様

連続学習会＆ワークショップ
「いっしょにつくろう！大阪市ヘイトスピーチ規制条例」
呼びかけ人共同代表
菅 充行（弁護士）
在間 秀和（弁護士）
田島 義久（弁護士）
養父 知美（弁護士）
金 尚 均（龍谷大学教授）
（事務局）
文公輝（多民族共生人権教育センター）
〒544-0031 大阪市生野区鶴橋2-15-27
TEL06(6715)6600 FAX06(6715)0153

規ト大づい
制ス阪くつ
条例ビ市ろし
チ！に

要望書

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申しあげます。また、いわゆるヘイトスピーチ問題に関して積極的な議論を進めておられることに敬意を表します。

さて、私たちは本年9月より、大阪市で頻発するヘイトスピーチによる被害を防止し、「大阪市人権尊重のまちづくり条例」が謳う「自由、平等で公正な社会」の実現と「人権尊重の社会づくりを推進」するための条例案を市民の立場より検討してまいりました。条例案の骨子をとりまとめることができましたので、提出させて頂きます。あわせて次の点を要望いたします。

1. 貴市として取るべきヘイトスピーチ対策について、十分検討を重ねて頂きたく存じます。

検討にあたっては、差別・人権問題にとりくむ基本的姿勢として、差別実態の調査を十分に行なうことが必要と考えます。特に在日コリアンをはじめとするヘイトスピーチによる被害当事者の意見を、更に重ねて聴取して頂くことも重要です。資料として、NPO法人多民族共生人権教育センターがおこなった生野区在住（在勤）の在日コリアンを対象とした「ヘイトスピーチ被害の実態調査」第2次中間報告を添付いたしますので、ご参照下さい。

2. ヘイトスピーチ規制条例を制定することを検討してください。

私たちは、蔓延するヘイトスピーチによる被害を防止し、「自由、平等で公正な社会」の実現と「人権尊重の社会づくりを推進」するためには、今、条例に基づく何らかの規制措置が定められることが必要と考えます。私たちが検討してきた「ヘイトスピーチ規制条例」の骨子案を添付いたしますので、その趣旨をご採用賜れば深甚に存じます。

上記のとおり要望いたしますので、よろしくご検討賜りますようお願い申しあげます。

謹白

ヘイト・スピーチの規制に関する条例・骨子

【前文】（文案）

大阪市は、世界有数の国際都市であり、外国籍を有する多くの人びとが住んでいる都市である。国際化、グローバル化、ダイバーシティ（多様化）を実現することは大阪市の実り豊かな発展を支える。

それぞれの文化を理解、尊重し、異文化交流を充実化させることが大阪市における市民力を高める。とりわけ、大阪には歴史的な経緯から多くの在日韓国・朝鮮人の人びとが暮らしている。大阪における多民族共生は極めて重要な課題である。

そのためには、外国籍の人びとや、外国にルーツをもつ人びとを排斥、攻撃しようとする活動に対して、毅然とした態度で立ち向かわなければならない。ヘイト・スピーチは、マイノリティへの悪意を社会に充満させ、マイノリティへの暴力、極端な場合には他民族虐殺や戦争をも導くものであり、平等・平和・友好をめざす社会を破壊する点で社会的に不正かつ危険であることを確認し、これを克服することに取り組む必要がある。

市は、憲法上の権利である表現の自由の保障に十分配慮しながら、人種差別撤廃条約の精神に照らして、ダイバーシティを促進し、大阪市民と外国籍の人々・外国にルーツをもつ人びとが共に生活できる環境を構築することをめざして、この条例を制定する。

【目的】（文案）

この条例は、差別が、被差別者的心身及び日常生活に深刻な悪影響を与えるのみならず、自由・平等・平和な民主主義社会の実現と諸国間の友好的・平和的な関係を構築する障壁となることに鑑み、人種差別撤廃条約及び日本国憲法14条を具体化し、ヘイト・スピーチの防止等に関し、市、市民等の責務を明らかにするとともに、ヘイト・スピーチに対する規制等のために必要な事項を定めることにより、人間の尊厳と法の下の平等の侵害、差別を許さない社会の構築を図り、もってヘイト・スピーチを根絶し、ヘイト・スピーチによる被害とそれによる社会的排除をなくすることを目的とする。

【定義】（文案）

1 この条例において「ヘイト・スピーチ」とは、人種差別撤廃条約の趣旨に即して、人種、皮膚の色、世系、民族、国籍、門地若しくは社会的身分によって特徴づけられる集団に対して、又はこれに属することを理由に個人に対して、冒涜、中傷又は暴力を扇動することをいう。

2 この条例において「差別」とは、前項にいう属性に基づく区別、排除、制限であって、政治的、経済的、文化的その他のあらゆる公的生活の分野における平等の立場での人権及び基本的自由を享受することを妨げ、または害する目的を有する行為をいう。

【市の責務】(以下、骨子)

市の責務として、ヘイト・スピーチ根絶に向けた、適切な広報及び啓発、被害の防止、被害に対する救済に必要な教育の推進その他の必要な措置を講じる義務を定めること。

【市民の責務】

- 1 市民の責務として、ヘイト・スピーチが人間の尊厳並び法の下の平等を侵害する差別であることについて理解を深めるとともに、市がこの条例の目的を達成するために実施する施策に協力するよう努める義務を定めること。
- 2 市民の責務として、ヘイト・スピーチに係る表現行為がインターネットを利用して公衆の閲覧に供されていることを発見したときは、速やかに後出のヘイト・スピーチ侵害防止委員会に通報するよう努める義務を定めること。

【適用上の注意】

条例の適用に当たって、表現の自由等市民の権利を不当に侵害しないように留意し、条例の趣旨を逸脱して他の目的のためにこれを濫用することのないように注意を喚起すること。

【ヘイト・スピーチの禁止】

- 1 「何人も、条例の趣旨に反して、公然と、ヘイト・スピーチをしてはならない」旨明確に定めること。
- 2 【定義1】に定める属性を理由とする差別をし、あるいは差別を助長する意思を表示することの禁止。
- 3 市の施設が利用されるに際し、差別あるいは差別の助長であることが客観的に明らかな場合に、市がその利用を拒む権利及び義務があることを定めること。

【ヘイト・スピーチ侵害防止委員会】

- 1 【目的】を達成するための独立した公正中立な機関として、「ヘイト・スピーチ侵害防止委員会」(以下「委員会」という。)の設置を定めること。
- 2 委員会はヘイト・スピーチ侵害による被害の救済及び予防に関する職務を行うものであること。
- 3 委員会の職務に、ヘイト・スピーチに関する問題についての相談に応ずるものを含むこと。

4 何人も、公然とヘイト・スピーチが行われ、又は公然とヘイト・スピーチが行われるおそれがあるときは、委員会に対し通報し、対処を求めることができることを定めること。

5 委員会は、4の申立てを受けたときは、当該申立てに係る事案に関して必要な調査を行うことができる旨を定めること。

6 委員会は、調査において必要があると認めるときは、当該調査に係る事案に関係する者に対して、事情を聴取し、質問し、説明、資料又は情報の提供その他の必要な協力を求めることができ、委員会から要請を受けた者は、法令で特段の定めがある場合その他正当な理由がある場合を除き、当該調査に協力しなければならないことを定めること。

7 委員会は、4の申し立てをした者からの要請があった場合は、調査結果の内容を書面により当該申立人に通知するものとすること。

8 当該申立人が、委員会に対し、調査結果の内容について再調査を申し立てができる旨を定めること。

9 委員会が、調査の結果に基づき、ヘイト・スピーチによる被害を予防し、又は被害に対し救済するため必要があると認めるときにとりうる措置として以下のものを定めること。

(1) ヘイト・スピーチの被害を受けた者、又は受けるおそれのある者及びその関係者（以下「被害者等」という。）に対し、必要な助言、関係公的機関又は関係民間団体等の紹介、あっせんその他の援助をすること。

(2) ヘイト・スピーチを行い、もしくは行うおそれのある者又はこれを助長し、若しくは誘発する行為を行う者（以下「加害者等」という。）に対し、当該行為に関する説示、人権尊重の理念に関する啓発その他の指導をすること。

(3) 犯罪に該当すると思料される行為について告発すること。

10 委員会は、ヘイト・スピーチにより生命若しくは心身に危険を及ぼすおそれがあると認められる場合、必要あると認めるときは、更に次に掲げる措置を講ずることができることを定めること。

(1) 加害者に対し当該行為の中止を勧告すること。

(2) 加害者に対し人権啓発に関する研修等への参加を勧奨すること。

11 委員会は、勧告を行ったにもかかわらず、加害者が正当な理由なく従わないときは、その旨を公表することができる。

12 委員会は、勧告及び公表を行うときは、あらかじめ加害者に対し弁明の機会を与え

なければならないことを定めること。

13 委員会は、所轄機関又は事業者に次の進言をすることができることを定めること。

(1) ヘイト・スピーチをする目的で、行進もしくは集団示威運動で、車又は徒步で行列を行い、街路を占拠又は行進するために道路使用許可が申請され又はその許可をした場合、この条例の趣旨に反して、他人の権利又は信用、公の秩序又は公衆の健康を危険にさらすおそれがあると認めるととき、府の公安委員会もしくは警察署に対して許可しないこと又は許可を取り消すこと。

(2) 委員会は、ヘイト・スピーチをする目的で、集会を開催するために市の管理にかかる施設について使用許可が申請された又はその許可をした場合、この条例の趣旨に反して、他人の権利又は信用、公の秩序又は公衆の健康を危険にさらすおそれがあると認めるととき、当該管理者に対して許可しないこと又は許可を取り消すこと。

(3) 委員会は、ヘイト・スピーチに該当するインターネット（特定電気通信）上の書き込みなどについて、期限を定めてプロバイダー（特定電気通信役務提供者）に対し、当該ヘイト・スピーチの記録の消去および書き込みをした者と契約を打ち切ること。

14 委員の選任方法、権限、任期、身分等については、別途条例において定めること。

【訴訟援助】

1 被害者がヘイト・スピーチによる被害に関する訴訟の提起、その他の法的救済措置を求める場合、市は当該被害者に対し、当該訴訟等に要する費用の無利子の貸付を行う制度を設けること。

2 貸付を実施するか否かの決定は、委員会の審査に基づくものとすること。

3 貸付限度額は〇〇円とし、その詳細は別途条例で定める。

【罰則】

ヘイト・スピーチ禁止条項に反し、公然と、脅迫的又は侮辱的な態様で、ヘイト・スピーチをした者に対する罰則規定を設けること。

【見直し】

条例の運用状況、実施効果等を勘案し、また国におけるヘイト・スピーチ規制の状況を考慮し、この条例施行後3年以内に見直しを行うものとする。

「ヘイトスピーチ被害の実態調査」第2次中間報告

2014年11月19日、NPO法人多民族共生人権教育センター

1. 調査時期 2014年8月26日～

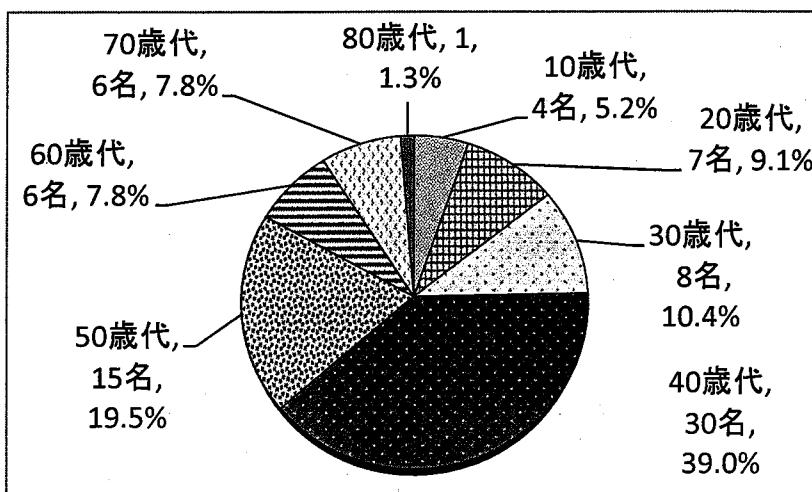
2. 調査対象 生野区在住（在勤）の在日コリアン

3. 回答数 77名（うち生野区在住 66名、生野区在勤 11名）

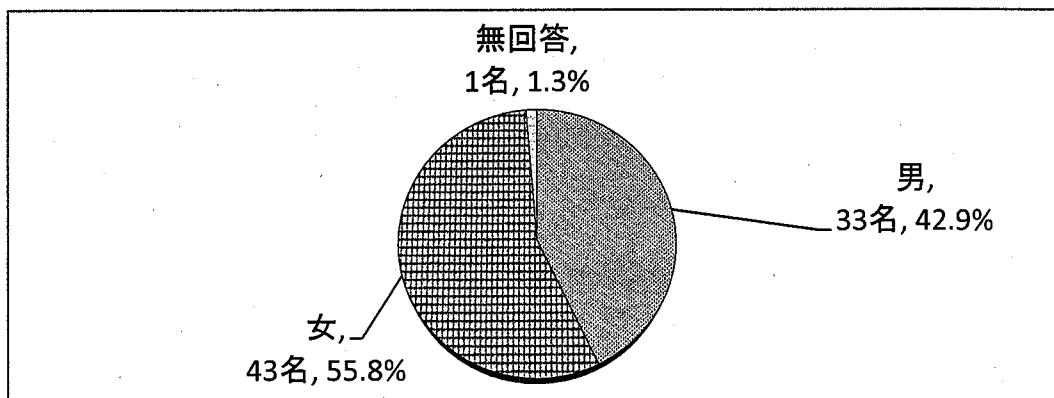
4. 調査結果

(1)回答者の年齢

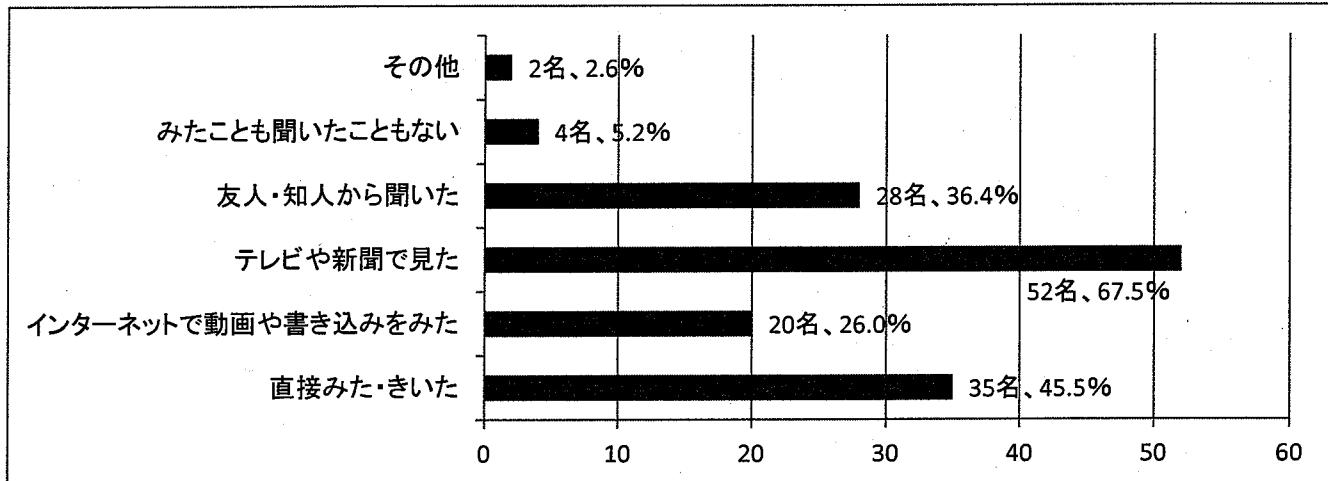
10歳代	4名	5.2%
20歳代	7名	9.1%
30歳代	8名	10.4%
40歳代	30名	39.0%
50歳代	15名	19.5%
60歳代	6名	7.8%
70歳代	6名	7.8%
80歳代	1名	1.3%



(2)回答者の性別

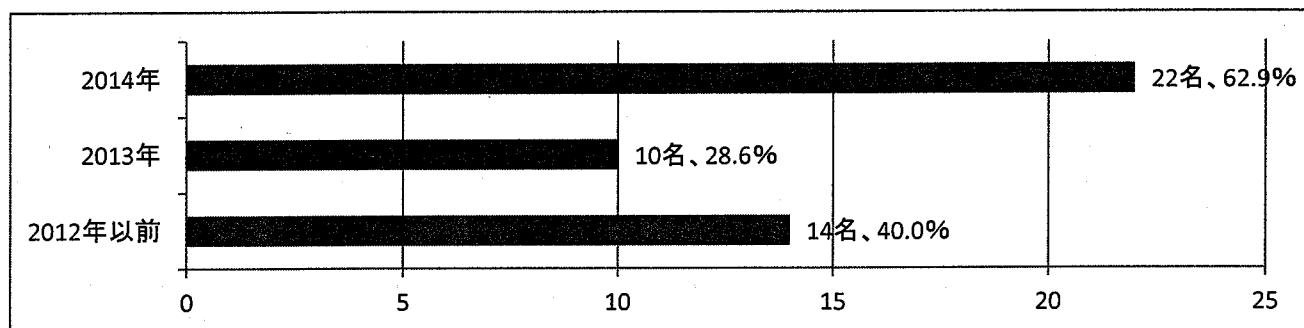


(3) 見たり聞いたりした方法（複数回答可）

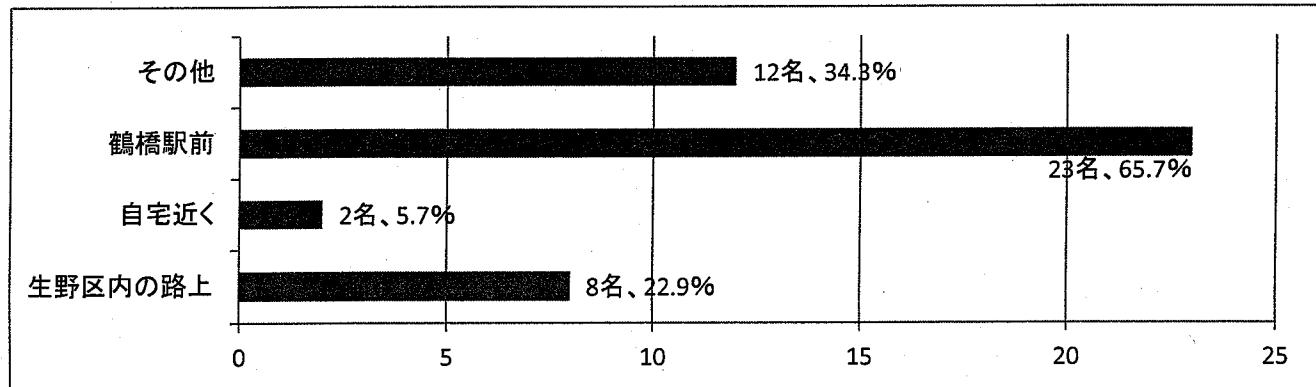


(4) 「直接みた・きいた」と回答した人

① 時期（複数回答可）



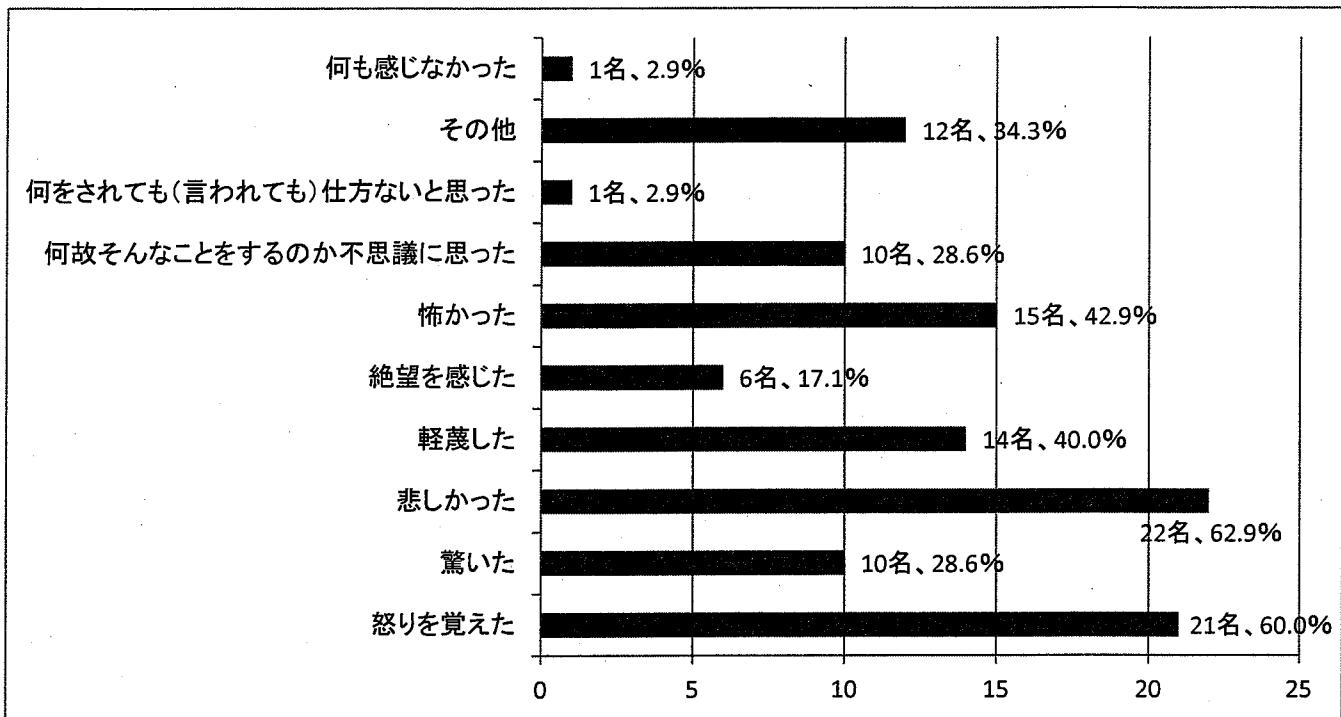
② 場所（複数回答可）



<その他と答えた場所>：

- 御堂筋○布施駅前、天王寺、京橋、大阪城公園○ドーンセンター前○領事館前○心斎橋、韓国総領事館○京都○御堂筋○御堂筋、千日前、梅田、三宮、元町、京都、四条河原町、韓国大使館前、中国大使館前○三宮○昼のテレビ（民放4ch）○難波の領事館ちかく○大阪市内（鶴橋など）、神戸、京都など

③その時どう思ったか（複数回答可）



④自由記入欄

- ほっとけないので時間があればカウンターに行っている
- 体がふるえて、長くその場には居られなかつた
- 自分の家に誰か来るのか心配になつた
- 言葉の暴力以外のなにものでもない
- TV やネットが溢れるニュースや情報を見ているだけだとうもなるわなと思います。以前から在日コリアンに対して悪く思う人はいただけでそれがメディアに助長されて今のことになっているのかなと思います
- 在日に対する差別は根強くあると思っていたがこんなことするか？ひどいなあ、まさかこんな風に具現化するとは驚いた。在日が多い地域で行うことは本当につぶしたいんやなあ。恐れを知らないと思った。驚きと、怒り、寝耳に水？在日をターゲットにした罵詈雑言は初めて。殺してもいいと思っている。やりかねないのではと感じた
- 自宅に居たら昼頃外から「チョーセン人出て行け」と聞こえた。隣人も聞き「あれ何？」とお隣に話した。自転車でその声の方へ行くと京都ナンバーの街宣車とデモ隊の人がいた。中には着物を着ている女の人が2人くらいいた。「生活保護ばかり受けて！」「チョーセン人出て行け！」等日本の害になっているようなニュアンスの事を言っていた。マイクを持っている男、隣に座っている女も若いことが印象的だった。高齢の男性が何か言い返していたが…。警察が止めていた。他の人は只見ていた
- あまりにも口汚いのでびっくりした。「アメリカや中国にいる日本人がこのように攻撃されたらどう思うだろうか！」という想像力がないのだろうか！と感じた。又これは今まで日本の社会や政治が温存してきた差別意識がインターネットで急拡散したことで表にでてきたものと感じた
- 偶然に2回ともみたので、とてもびっくりしたが、一番最初に感じたのは恐怖。参加している人が主婦、若い女性など年齢層もさまざまな人が大きな声でののしっているのを見て怖かつたし、とてもその場にいることが出来なかつた。又そんなののしりを聞いても、自分の中に嫌な感情だけ残りそうで早くその場を立ち去つた。日本でこのまま住み続けることに恐怖を覚えた。私たちはどこにいけばいいのか、やり場のない気持ちになった。
- 自分の心の中の大事に思つてゐる部分を踏みにじられるような気分だった。聞いたこともないようなエピ

ソードや事件、数値を出して、ののしられるとすぐに頭の中で反論が浮かんで来なくて、ただひたすら悔しいと思った

○2013年2月、3月の鶴橋では呆然とした。差別団体の「演説」に罵倒、侮辱を警察が止めないだけでなく、住民が抗議の意志表示することすら許されなかつた。いつでも逮捕するとばかりの威圧を感じて不気味だった。5月の三宮でも鶴橋の件が頭から離れず本当の友人が侮辱されても何も言い返すことができず、怒りと悔しさでその日の話に及ぶたびに友人に謝罪し、差別的な言動を絶対に見逃さないし許さないと誓っている

○公然と発言を許している日本国が怖いと思いました

○税金も国民年金も支払っているのに、私達在日の存在自体をこんなに嫌う人々がこんなにいるのがショックだった

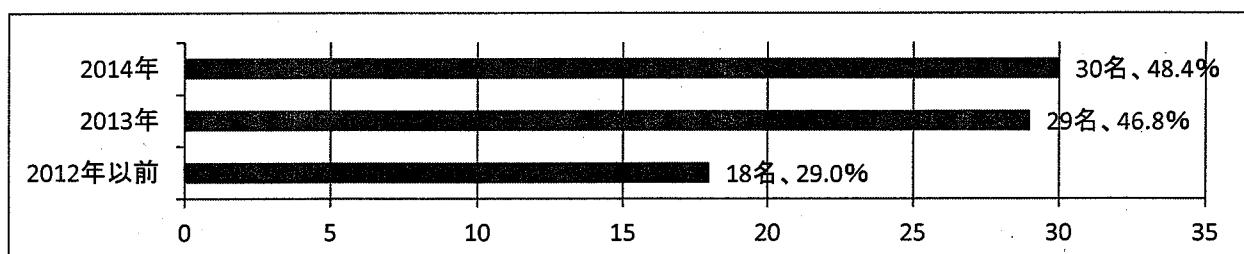
○鶴橋駅前でみました。当時息子は大阪朝鮮高校3年生、私と息子はその団体の中をくぐり抜けJR中央改札口へ向かいました。男の子なので制服はブレザーでしたが、これが女子の場合（チマ・チョゴリ）どうなっていたでしょうか？息子も大人が「キムチ屋はみんな出ていけ！」等、関係ない事までいいだし相当の驚きと戸惑いをおぼえたと思います。悲しくて、悲しくて仕方ない日でした

○絶対に許すべきでないと思いました。本名で生きていく子供が心配です

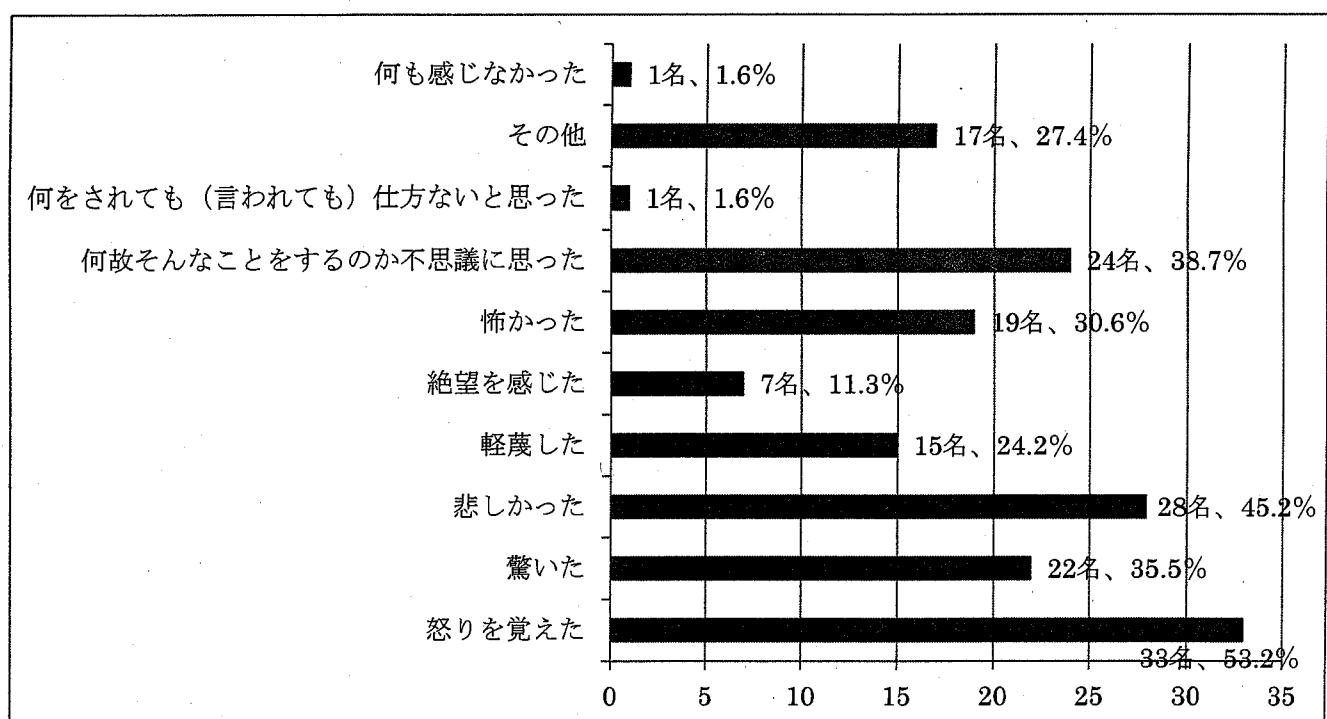
○ヘイトスピーチが始まったときに、あたりが騒然となって緊張が走った。日常が壊されているという感覚を覚えて、恐ろしかつた。

(5)「テレビや新聞でみた」、「インターネットで動画や書き込みをみた」、「友人知人から聞いた」、「みたこともきいたこともない」、「その他」と回答した人

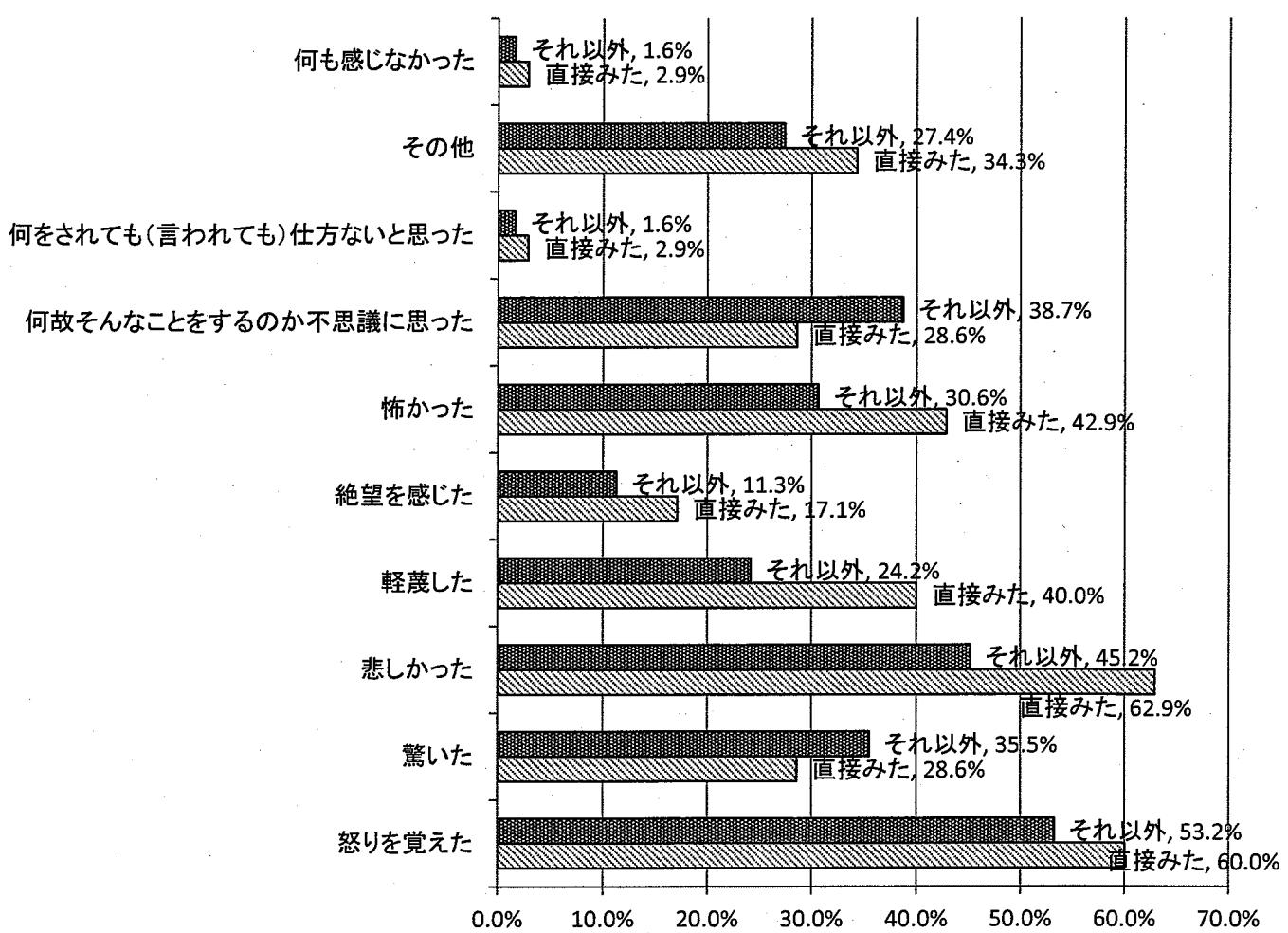
①時期（複数回答可）



②その時どう思ったか（複数回答可）



◇参考：ヘイトスピーチにどう思ったかー直接みた聞いた人とテレビ等で見聞きした人の比較



③自由記入欄

- 子供達の通う学校の前でよくもと感じた。子供達の学校を直接攻撃する事と、「公権力」の建前の下、平気で朝鮮学校を差別する事ち本質的な差異は無いと考えた
- 自分が在日であることをプロフィールに書いたことで全く知らない匿名の人から SNS 上で「チョンを殺したい」「震災の被災地で鮮人が火事場泥棒しているとかいわれることが増えた。話して理解する気のある相手ではなく、困惑した。「匿名」ゆえ、周囲の友人のことも知らないところで人を蔑む書き込みをしているのではないかと疑った
- 公共の場でそれを見たり聞いたりしている日本人の人達の多くにも根底には同じような考え方を持っているのでは?と感じ、あらためて日本人の排他的な空気感にがっかりしました
- 在日の人権など日本人には興味がない
- 在日コリアンに対するヘイトスピーチの内容は、戦後から 70 年代（狭骨な差別を受けた時代）の在日同胞に対する民族差別と変りがないうえに、より集団で攻撃的になっている状況にこの根底にあるものは何か。近隣諸国との関係が悪化している事だけではなく、日本社会の経済的格差が生み出す不満やうっぷんを晴らすはけ口としてマイノリティへの攻撃につながっているのではないかと直感的に思ったし、日本社会の中で正しい在日に対する歴史認識が共有されていない事が一番の原因だと思う
- 何か作為的な事を感じた。（言っていることが意味不明なので）
- テレビや新聞では著名人が無知に基づいて差別的な発言を堂々としているのをよく見かけるようになつ

た。その影響力を考えると袋叩きにされるような絶望感を覚えた。またツイッターなどの匿名メディアでは毎日毎日友人たちが、匿名の差別的な発言で粘着質に侮辱してくるアカウントに苦しめられている。それらを見ても、自分はスパム報告（これも数が多くて手に負えないが）くらいしかできず、無力感でいっぱいになって自分のツイッターアカウントを消してしまった

○在日韓国人が特別な恩恵を受けていると主張されているようだったが無知にもほどがある。インターネットなどでこのような差別的な主張を広められていることに嫌悪感をおぼえた

○私は7歳の時に帰化した3世です。父母共に朝鮮にルーツがあります。結婚する時に戸籍を取った際、生まれた時の氏名の「金〇〇」を見、感慨深かったのを今でも覚えています。しかし母とその親族は朝鮮半島出身者である事を頑なに隠しています。同胞であるはずの在日コリアンを蔑み、差別を怖れてキムチを食べる事すら拒みます。偽の家紋入りの黒留袖を娘（母と叔母たち）に作り、そして今でも自分たちのルーツには決して触れません。父にもルーツを隠すよう要求していて父母はその事で口論していました。今なら被差別に加え正月の女の休めなさや男尊女卑、親戚付き合いが広く濃密でことある毎にお金が出て行くといった在日の暮らしに苦労させられた母の思いも少し分かります。結局私は誰からも何も面と向かって教えてもらえないまま薄らぼんやりと、例えば私の母子手帳の姓が「金」だと父方の親族での正月の様子や料理、男たちが生成り色の韓服を着る葬式、叔父たちの厳しく見張る中でやらされるクンジョル、ハルモニといった親族の呼称、家にあったこども用のオレンジに金糸刺繡の派手なチョゴリ、呆けて日本語を忘れたハルモニの話す言葉、親戚の居る千葉のコリアンタウンでいつも面白がって見てた豚の顔、コチュジャンで食べる白ご飯などの断片から在日コリアンの自分を紡ぐ事になりました。後は父が済州島出身であちらにも親戚が居るらしいことしか知りません。（父は私が19の時に鬼籍に入りそこで親戚付き合いはほとんど絶えました）こうした事情で通名を名乗り続け幼いうちに帰化した結果、在日コリアンという私の像は極めて心許ないものとなりました。在日とも名乗り切れず、さりとて日本人にはやはりどうしても合致しない、半端な存在感で生きて来ました。黙っていれば私を誰も在日とは思いません。差別的に言われる在日特有の容貌なんてナンセンスもいいところです。そして日本人はいつも自分の周りには日本人しか居ない筈と信じて疑いません。在日と言う存在をまるごと無視してしまう差別、例えば私に向かって「あの人々は在日だから...」と陰口を叩く、そんな差別はこれまでありました不意打ちを食らったようなショックはあれど恐れは感じませんでした。でもネット上ですがヘイトスピーチの質量を感じた時、私が一言、在日だと名乗った瞬間にあれは一気に自分に向かって来るのだと思うと恐怖と同時に後ろめたさがこみ上げました。自分はそれなりに堂々と生きて来たつもりなのにまるでこれまで上手く隠れて生きて来たように思われました。通名でなく本名を名乗り、在日コリアンとして生活をする人々は逃れられないのに自分は世間を欺き、まんまと逃げおおせ隠れている卑怯者なのだと苦しくなりました。自分は一部の良心的な日本人がするのと同じ様な「他者への同情」を彼等に向けるのか、ヘイトスピーチに感じた恐怖と痛みを被害者として表明してはならないのでは、と考えては「差別さえ無かつたら」とこれまで一度も在りもしなかった世を想います。恐ろしさを振り切り私がヘイトへの対抗の意思表示として在日を名乗れば日本人の夫も標的になるかもしれません。実はほとんど縁を切ったとはいえ家族にもそれは及ぶかもしれませんし母方の親戚に至るような事があつたら二重の苦痛を与える事になります。私にはこのまま何も無かつたことにして私の後ろめたさや恐怖や痛みや罪悪感の全てを捨て、自分の幸福だけを追求する事が可能です。私を想い、夫や家族や母方の親戚はそれを褒めるでしょう。具体的にそう言われてはいませんが彼等はいつもそれを指し示します。でも私の目にはその生き方はバラ色でなく真っ黒に見えるのです。無視したくても出来ない、でも名乗れない、痛みを訴え共有することに憚りがある、ヘイトスピーチは殺意や憎悪の恐ろしさの他に彼等の意図とは別の意味で私に自分を恥じさせ、孤独に追いやりました。

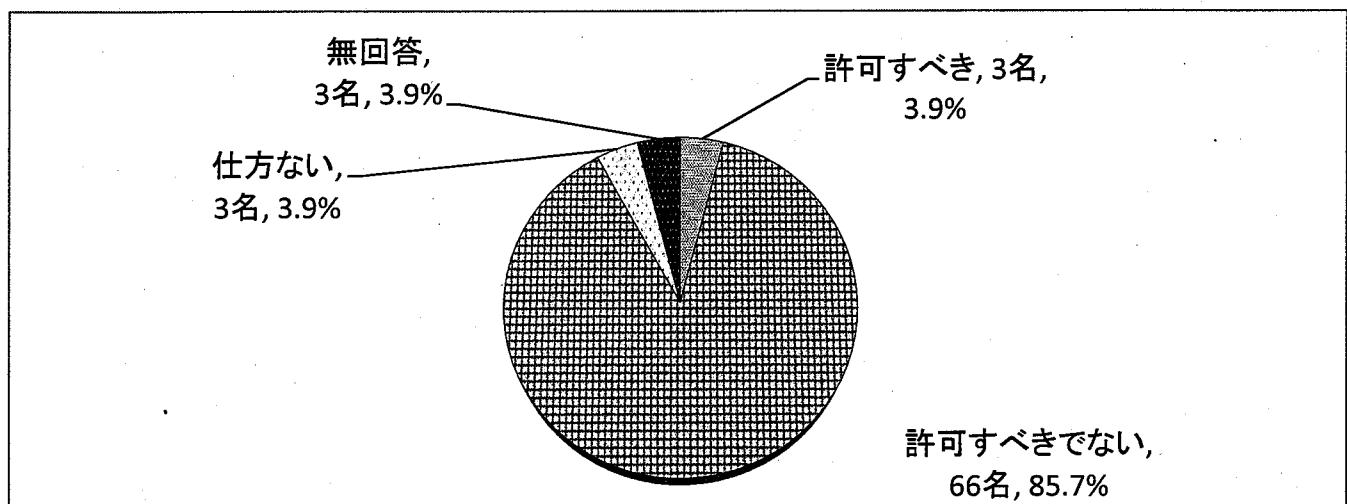
○私たちが当たり前に知っていること、思っていること（歴史など）をこんなにも知らない人たちがいることに驚きました

○京都の朝鮮学校前で在特会がスピーカーで怒鳴っているのをテレビでみました。京都の保護者からの話によると子供達は教室でおびえ、泣いている子もいたそうです

○同じ人としてとっても不思議であるし、右ならえでやっているのだったら、こらいことだと思う。もう少

- し自分のこととして考えてほしい
- 正視しておらず、悲しくて涙が出そうになると気分が悪くなった。見たその日の仕事からの帰りに電車の乗客たちでさえ恐ろしくなった。(この人たちの誰かがコリアンに対して在特会のような思いを持っていたら…。私がコリアンとわかつたら…。とか考えてしまい)
 - youtube にたくさん up してあり、在特会はマイクのボリュームいっぱいにして「殺すぞ」など暴言を次々に流し続けている。これほどまでストレートに流し続けるのはどうしてかと思う。正直、怖いという感じが 2 番大きい
 - 差別的で攻撃的な言動は歴史的認識の(浅い・無い)日本人にとても危険な思想をうえつけてしまいます。それらが在日外国人への悪行動へと(言語)に進行すると、とても国際化時代に逆行するし、日本社会は過去への過ちにもなりかねません!
 - 記事の内容は正確に覚えていなくて、活字になって「韓国は三流国」と字幕が流れました

(6)ヘイトスピーチを常習的におこなう人物や団体が、警察や行政の許可を受けてデモ行進や街頭宣伝をおこない、公共施設での集会等をおこなっています。このことについて、どう思いますか。



<自由記入欄>

- デモを許可するのではなく内容を調べてから許可してほしい
- 表現、言論の自由の履き違いである。法律で規制すべき
- 許可する事は、警察や行政も彼らと同じ考え方を認識する事にも思えます（もしくは扇動するようにも思えます）
- 法で規制すべき
- 自由や権利の下に何をされても許されると思うのは大きな間違いです
- 人権無視です。自由って何なの？と思う
- 人権侵害は明らかだから許可すべきではない。警察・行政が防波堤（的な役割）になるべきだ
- 警察や行政の許可を受けてデモをする事はそれなりの理由があると思います
- 国連人権委員会の勧告ができるまで、表現、言論の自由と言って許容していた日本の社会に問題がある
- 「表現の自由」をタテにして何を言ってもいいわけではない。警察はともかく行政が何とかしろよといつも思う
- どう見ても警察は“在特会”を守っているようにしか見えない。“殺すから出てこい”と言っている人を守る警察に対しても不信感になる
- ひょうげんの自由として守るべき表現者とは何なのか今一度考えられるべきと考える。他者に対して差別的言論が過剰と一般的な表現の自由を対等と論じるべきではない。それは、マイノリティーとマジョリティ

- イーの社会構造の力の差を余りにも無視していると考える
- 鶴橋在特会をみた時は、汚い言葉で大声で口きたなくののしっている在特会の人々を警察が守っているよう見え滑稽だった。表現の自由なんてとんでもない。ヘイトスピーチとして厳しく規制しなければ
- ～人を追い出せとか、～人は劣っているとか、そういう発言は“表現”ではない。名誉棄損やいじめ、パワハラ、セクハラと同じように“犯罪行為”だという認識で臨んでほしい。一昔前は、差別に対する羞恥心が社会通念としてあったと思う。あきらかに、人々は差別することに慣れ始めていると思う。在日コリアンなど外国籍の人間に対して、日本政府はずつと不誠実な対応を取ってきた。そういった何千年的“実績”が土壤になっているのは言うまでもないが…
- デマがベース、手段は侮辱、目的は人々在日の存在について偏った理解しか持てない人々の差別意識を扇動するのがヘイトスピーチと思う。大人でも非常に辛い気持ちになる。小さい子供たち、思春期の子供たちにも深い傷を残しているにちがいない。実際、この件で話したことのある中学生や高校生から辛い心情を耳にしたこともあり大人としての責任を強く感じる。一日も早く、少なくとも路上での「ヘイトスピーチの自由」だけでも略奪するのが急務と思う
- 根の深いところからきている問題で表面的なことだけ規制しても解決にはならないと思います
- 行う人達にとってみれば『表現の自由』という盾のもと、大義名分があるように思えるのでしょうか、あきらかに『暴力』としか思えない表現については何らかの規制を加える必要がある
- いくら言葉でいても暴力にかわりありません。人身攻撃です。許せる行為ではありません！！
- 明らかに「言論の自由」「表現の自由」の範囲を超えており、人権意識の希薄さを国内外に認識される恥ずかしい行為であると同時に、言葉の暴力によって精神的苦痛を受ける人々の立場になって考えるべきである
- 特に子供たちに与える影響を考えてほしい
- そのような行為に参加する意義がどこにあるのか聞きたい
- 生活と生命を侵される恐怖をもっと理解して欲しい。私は以前、内モンゴルの人と少し話をしたことがあります。独自の文化を守る事、民族を自認する事でマジョリティ側に脅威を与えようという意図は無いと話していました。私は半端な在日ですが在日コリアンも同じだと思ってます。人として認めて欲しい、歴史の過ちを繰り返さないためにそれを記録し、繰り返さないためのシステムを構築し、それらを伝えることを約束し、損害を補償し、より良い関係を築くことに前向きになって欲しい。私たちに恐れられる何物も持つて無いのだということを知って欲しい。
- マイノリティに対する言葉による暴力、差別扇動を目的に活動している人や団体に、そのような許可を与えることは、差別を助長することでしかないのではないでしょうか。

連続学習会＆ワークショップ
いっしょにつくろう！大阪市ヘイトスピーチ規制条例
呼びかけ人名簿（2014年12月25日時点）

菅充行（弁護士） 在間秀和（弁護士） 丹羽雅雄（弁護士） 田島義久（弁護士）
田中俊（弁護士） 崔信義（弁護士） 関根良平（弁護士） 川崎真陽（弁護士）
定岡由紀子（弁護士） 金容洙（弁護士） 冠木克彦（弁護士） 養父知美（弁護士）
三輪晃義（弁護士） 林範夫（弁護士） 金井塚康弘（弁護士） 藤木達郎（弁護士）
師岡康子（弁護士） 上瀧浩子（弁護士） 梅田章二（弁護士） 仲尾育哉（弁護士）
中森俊久（弁護士） 伊地知紀子（大阪市立大学教授） 金尚均（龍谷大学法科大学院教授）
敷田佳子（大阪大学大学院） 金明秀（関西学院大学教授） 北口学（大阪芸術大学非常
勤講師） リングホーファー・マンフレッド（大阪産業大学教授） 外村大（東京大学准
教授） 李信惠（フリーライター） 朴洋幸（特定非営利活動法人多民族共生人権教育セ
ンター理事長） 宋貞智（特定非営利活動法人多民族共生人権教育センター理事、事務局
長） 文公輝（特定非営利活動法人多民族共生人権教育センター理事、事務局次長）

